

焦点は一事不再理と共謀罪

第234回 定例会／三浦さん早期解放へ報告討論

人権と報道・連絡会の第234回定例会が5月12日、水道橋の東京学院で開かれ、約30人が参加した。テーマは「三浦和義さんの早期解放に向けて」。2月22日、米警察がサイパンで三浦和義さんの身柄を拘束、以来すでに3か月近くも不当拘束が続いている。例会2日前にロス郡地裁で開かれた「逮捕状無効請求」をめぐる審理で、裁判所は「現時点で三浦さんをロスに移送する必要はない」としたが、逮捕状の有効性に関しては判断を保留、次回6月16日に再度審理されることになった。例会では、「三浦和義氏の逮捕に怒る市民の会」呼びかけ人の山際永三・人報連事務局長が、ロス・サイパンの裁判状況などを説明（旧弁護団の弘中惇一郎弁護士は都合で欠席）。今回の身柄拘束で争点となりそうなアメリカの共謀罪と「一時不再理」について、山下幸夫弁護士から報告を受けた。「怒る市民の会」は5月10日に「三浦和義氏の即時釈放を求める共同声明」を発表、その後も「呼びかけ人」を募り、早期解放に向けて支援活動を続けている（文責・山口正紀）。

長期化する「移送」審理

例会ではまず山際事務局長がロスでの裁判状況を中心に経過報告。山際事務局長は、「三浦さんは、起訴もされていないのに、すでに3か月近くも身柄を拘束されており、それ自体許しがたい」として、次のように話した。

「移送問題」は一步前進

きょう山下さんに話していただく共謀罪は、2月にメディアが「再逮捕」と騒いだ時に強調された問題です。この間、ロスに移送させない、ということでも闘ってきて、共謀罪の問題をきちんと考える余裕がなかったのですが、今後の展開によっては、この問題を考えざるを得ない可能性がります。万一、ロスに移送され、起訴されると、共謀罪が大きな問題になってきます。

今回の身柄拘束の根っこが、いったいどこにあるのかは、未だにつかめない状況です。共謀罪を日本でも作れという動きと関係があるのかどうか。いろんな説があるのですが、いずれにしても起訴もされていない段階なので、なんともいえません。

9日（日本時間で10日）のロス郡地裁で

の審理は、結論として「判断を6月16日まで延ばした」ということです。

それを報道した読売新聞にジミー佐古田やルイス伊藤の写真が出ていました。20年以上もたって、また彼らが表に出てくる。なんとも不思議な状況です。ロスの日本人社会に足場を置くメディア、それを代弁するジミー佐古田たちが今回のことを画策したとも考えられます。彼らの策動で逮捕状を出し直したのか。アメリカの制度にも、よくわからないところがあります。

ロスの逮捕状無効をめぐる審理は、「ロスへ連れて来い」という検察の主張が否定され、本人が来なくてもいい、ビデオでいいということになりました。移送を阻止するというサイパン・ロスの弁護士作戦が成功し、一步前進というところでしょう。

裁判所は「日本の裁判記録を出せ」といったそうです。検察が英訳して出すということになるのですが、弘中さんは、すでに英文の裁判資料を向こうの弁護士に送っています。裁判所が判決を見て、問題があると言いつせば、また審理が延びる可能性もあり、6月16日に結論が出るかどうかとも疑問です。

私たちは10日に「即時釈放を求める共同声明」を呼びかけ人50人の連名で出しました。メディアは無視しましたが、サイパンの移送拒否裁判は、ロスの審理結果待ちということで7月30日に延びました。バーライン弁護士は近く、三浦さんの保釈を請求することです。

改正刑法遡及は困難に／背景に共謀罪作り、重罰化

続いて山下弁護士が、「共謀罪と一事不再理」について、要旨次のように話した。

一事不再理のとらえ方

本件では、「一事不再理」に関する刑事手続き上の問題は3点あると思います。

第一に、一事不再理は、裁判上の抗弁（いわゆる妨害抗弁）か、それとも捜査権限（身体的強制処分）まで及ぶものか。

第二に、一事不再理の「一事」には、共謀罪は含まれるのか。

第三に、外国での裁判を除外したカリフォルニア州刑法の改正法は04年以前の事件にも遡及して適用できるのか否か。

第一点について、一事不再理は裁判上の抗弁に過ぎず、起訴された後でなければ主張できない、という考え方があり得ます。

この考え方からすると、今回の件では「逮捕状は有効」という考え方も成り立ち得る。ロスの検察官はこの立場です。

それに対して、「二重の危険」という人権の観点から、一事不再理は捜査にも及ぶ逮捕もしてはならない、という考え方がある。弁護側は、この立場です。ロスのゲラゴス弁護士の「逮捕状は無効」という主張は、一事不再理の原則から、今回の件では捜査も許されないという考え方によるものだと思います。

検察側は三浦さんをロスに移送するよう求めています。本人がいなければ議論でき

ない、逮捕状の有効性は裁判になってから言え、ということ。9日（現地時間）に開かれたロス郡地裁「逮捕状請求取り消し請求」の第2回審理で、バンシッケレン判事は、「サイパンでの逮捕が一事不再理に反すると確認されれば、三浦元社長は完全に免責される」と述べたと伝えられています。これは、判事が「一事不再理が捜査権限にも及ぶ」という考え方をとっていると見てよいと思われるます。

共謀罪と共謀共同正犯

第二点、一事不再理の効果が発生するための「一事」性については、「同一事件」であることを要します。日本法では、「公訴事実の同一性の範囲」ということで、比較的緩く考えられています。アメリカ法ではどうか。

今回、もう一度取り直したとされる逮捕状、その逮捕容疑には、殺人罪 殺人共謀罪の2罪が書かれていることに注意が必要です。日本には共謀罪がない、この罪では裁かれていない、と考えることもできるわけ。殺人事件の罪を時間の流れで見ると、共謀 予備 実行着手 結果ということになります。日本では、「既遂」の場合、その罪がすべて「結果」に吸収されると法務省

も説明しています。これは大陸法的考え方です。

これに対して英米法では、共謀罪、予備罪、未遂罪（実行着手）、殺人罪（結果）の各段階で、独立した犯罪として罪に問われる。たとえば共謀罪は殺人罪に吸収されず、「共謀していた」ということで、より重い処罰が科されるわけです。アメリカでは、それによって「量刑を足す」「メリットがある」とされています。

アメリカでは判例上、殺人と殺人共謀罪は別の犯罪と考えられ、「同一」「一事」ではないとされているようです。実際に実行された事案では、殺人罪と共謀罪の2罪が成立する。しかし、日本では殺人の1罪しか成立しない。このズレがどうなるのか。

ただ、本件は日本で「共謀共同正犯」つまり自分は手を下さないが、共謀して実行させた、実行行為を共同した、として罪に問われた。これは、実質的に共謀罪を含んでいる、とみることもできないわけではない。ゲラゴス弁護士はこの見解のようで、私も本件では「共謀罪」も判断されていると考えています。

第2回審理で、バンシックレン判事は、日本の裁判記録を提出するよう求めたと伝えられています。日本で何が裁判の対象にされたのか、逮捕状に記載された容疑と、日本の裁判所の判決の対象になった事実が、実質的に同一かどうかを判断しようとしているのではないか。その点では、日本の「共謀共同正犯」について理解してもらうことが必要だと思います。

04年改正刑法は遡及するか

第三点、カリフォルニア州刑法は、以前は一事不再理の原則を外国の判決にも及ぼしていましたが、04年に改正されました。アメリカで犯罪を犯した後、メキシコに逃亡し、軽い罪で刑罰を受けてアメリカに再入国するケースが相次いだことから、刑確

定が外国の場合は、もう一度カリフォルニア州で処罰できるようにしたものです。

本件に関していうと、この改正規定が、04年以前の事件にも遡及して適用されるのかどうか、が大きな問題になります。

これに関連して、カリフォルニアのサンディエゴ郡地裁で4月11日に出た判断が注目されます。メキシコ人が8年にアメリカで事件を起こし、メキシコで有罪が確定した後、アメリカに再入国して、同じ罪で訴追された事件です。これについて、裁判所は、「遡及処罰の禁止」を根拠に、訴追取り消しの請求を認める判断を示しました。三浦さんの事件は04年以前ですから、このサンディエゴ郡地裁の判断は、三浦さんにも適用されると予想されます。

争点は共謀罪適用の判断

こうして見てくると、第一点（一事不再理は捜査権限に及ぶか）と第三点（改正刑法の遡及）については、弁護士側の主張が通りそうな状況と言えます。

結局、第二点の共謀罪が争点、一番の問題になります。日米の法制度の違い、「共謀共同正犯」をアメリカの裁判所がどう理解するか。これはアメリカでも初めての判断になると思いますが、それがロス郡地裁の次の審理で結論が出るのかどうか。

本件で、もし「共謀罪は残っている」として起訴されたらどうなるのか。ただ、州レベルで違いはありますが、共謀罪でも、「共謀」の「合意」があったことを認めるに足る根拠、「顕示行為」が処罰条件になります。

アメリカは「法曹一元」で、検察官には若い人が多い。「移送」をめぐる裁判では、第一ラウンドで検察側はあっさり負けた。今後、ゲラゴス弁護士が、どれだけ裁判所を説得できるか、にかかっていると思います。

以上の報告を受け、例会参加者・山下弁護士の間で、次のような質疑・討論が行なわれた。

山際事務局長 日本にも共謀罪を作れという根拠に、国際条約があるということですが。

山下 00年に国連で「国際組織犯罪防止条約」が可決され、かなりの国が批准していますが、日本はまだ批准していません。アメリカのスタンダードを世界に広げようというもので、日本政府は「共謀罪を作らないと批准できない」と言っていますが、日弁連は「現行法でクリアしている」と反対しています。

河村シゲルさん 日本で無罪が確定した事件で、アメリカが三浦さんを身柄拘束した。これに、日本の司法関係者がなぜクレームをつけないのか、一言も発しないのはなぜか。これが、もしアメリカ以外の国なら、日本政府も文句を言ったのでは。

今井恭平さん 共謀罪が日本にはない。この事件を、共謀罪を作るのに利用しようとする動きがあるのですか。日本の司法・行政が沈黙しているのは、それと関係があるのでは。

山下 利用しようとしているのは間違いない。今回の身柄拘束をめぐる状況を利用

して、キャンペーンがされています。

浅野健一さん メディアは「逮捕」と報道しましたが、逮捕状に基づく逮捕ではない。その前の身柄拘束であることをはっきりさせた方がいい。

山際 2月23日から25日にかけて、「新証拠がある」といった怪しい情報が集中的にメディアに流れました。だれかが流したその根っこはジミー佐古田たちではないか。山口正紀 初期に大きく報じられた「新証拠」報道は、何の根拠もなかったことがわかったのに、訂正されていません。

浅野 ロサンジェルスタイムスの最初の記事は、間違いだらけ。一美さんの名前も、三浦さんの服役期間も間違いです。

客野美喜子さん 今回の報道は、共謀罪の問題だけでなく、アメリカには殺人の时效がない、犯罪者を逃がすな、などと被害者感情も煽って重罰化への世論作りが行なわれています。日本では99・9%が有罪になる。その0・1%の無罪を「うまく逃れた」という受け止め方がある。

山下 当時の「ロス疑惑」報道の問題点が解消されていない。

浅野 確定した二審無罪判決がきちんと報道されず、疑惑報道の検証もされていません。メディアの責任は大きい。